

## 条例に基づく相談体制の整備について (※平成31年4月1日施行)

### 1 担当部局の相談窓口について (第16条)

#### (相談)

##### 第16条第1項

県は、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの第10条及び第11条に規定する障がいを理由とする差別（以下「差別事案」という。）に関する相談に応じなければならない。

#### (1) 相談ができる者と対象事案

##### ①障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者

※「その他の関係者」としては、障がい者の介助等を行う支援者などが想定されるほか、行政機関等も含む。

##### ②条例に規定する差別事案（第10条、第11条）

（不当な差別的取扱い（第10条）・合理的な配慮の不提供（第11条））

#### (2) 県の業務

##### ①差別事案に関する相談があったとき

（ア）市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、調査及び差別事案に関する関係者間の調整を行うこと。

（イ）関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

##### ②障害者差別解消法に基づいて市町が応じた障害を理由とする差別に関する相談に係る事案の解決を支援するための助言。

##### ③差別事案以外の事案で、障がい者の権利利益を侵害するものであると認められる場合、関係機関への通告、通報等の対応を図ること。

※条例上の差別事案以外の、障がい者の権利利益を侵害する事案の相談については、関係行政機関につなぐ役割を果たすことを規定。

## 2 相談員の設置について（第17条）

### （県における相談員の設置）

#### 第17条第1項

県に、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの差別事案に関する相談に応じる者として、相談員を置く。

#### （1）相談ができる者と対象事案

1（1）と同じ。

#### （2）相談員の資格

障がいを理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者のうちから、知事が任命。

#### （3）相談員の業務

1（2）「県の業務」と同じ。

#### （4）守秘義務

相談員の守秘義務に関して規定。

#### （5）相談員の研修

県は、（3）の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保するとともに、相談員に対し、（3）の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うこと。

### （参考）

## 障害者差別解消法における、相談及び紛争の防止等のための体制の整備に関する規定

### 【障害者差別解消法】

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。